

令和 2 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

令和2年11月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 11月26日(木) 午後3時45分から午後4時27分まで

2 場 所 本庁舎 4階 会議室4-3

3 出席委員

和田守功教育長 花田香織教育長職務代理者 原田純一委員
安形茂樹委員 夏目みゆき委員 村松 弥委員 青山芳子委員

4 説明のため出席した職員

鈴木教育副部長兼生涯共育課長
熊谷教育副部長生涯共育課参事
安形学校教育課長
伊田生涯共育課参事
湯浅生涯共育課参事
松山生涯共育課参事
佐藤教育総務課副課長

5 書 記

佐藤教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 10月会議録の承認

日程第2 11月の新城教育

(1) 教育長報告

(2) 11月の行事・出来事

日程第3 協議事項

(1) 職務代理者の指名について(教育総務課)

(2) 新城市長篠地区多目的広場の管理運営に関する規則の一部改正(生涯共育課)

次回定例会議 12月24 日（木） 午後2時30分
（本庁舎 4階 会議室4－3）

閉会 午後4時27分

○職務代理者

令和2年11月定例教育委員会会議を始めます。よろしくお願いいたします。

日程第1 10月の会議録の承認

○職務代理者

日程第1、10月の会議録の承認からお願いします。

日程第2 11月の新城教育

○職務代理者

続きまして、日程第2、11月の新城教育、教育長報告をお願いいたします。

○教育長

まずは、新型コロナウイルスへの対応であります。

各小中学校の取組みは、寒い冬場を迎えまして、換気や湿度等の兼ね合いで苦労しつつ、各学校、取り組んでおります。

感染は、世界的に猛威を振るっており、24日現在、日本の累計感染者数が13万5,000人強、それから、重症患者も急増して、約2,000人強となっております。愛知県も第3波に入り、県として厳重警戒を発出して、感染防止対策の徹底を呼びかけております。

東三河でも感染者数が急増いたしまして、近隣の3市では、児童生徒がPCR検査で陽性になって休校するなど、感染が身近に迫っている感じがします。

市内小中学校では、昨日現在で児童生徒、教職員も感染者も陽性者もなく、教育活動を中断することなく続けられております。休校によって遅れていた授業の進度も例年に準じた状況になっており、学校行事も感染防止策を徹底する中で様々な工夫を凝らして進められております。

例えば、運動会は9月開催でなく、10、11月に移行したことから、多くの学校で天候にも恵まれ、熱中症の心配もせずに実施できました。やり方は、ある学校では、低、中、高学年の3区分にして、それぞれのところで見学は保護者1人とか2人に制限する形で厳選して行われておりました。文化祭、学芸会も同様に、3密を避けて、換気をする中で行われております。ある中学校では合唱コンクールを、ある学年がステージでやって、ほかの学年はそれぞれ別の場所でオンラインで鑑賞する工夫をしておりました。

小学校では修学旅行、千郷小が三重方面に行き、それ外の小学校は京都、奈良で行われました。移動手段や見学方法に感染防止策を取り入れて、例年とは異なるものでございました。国のGoToトラベルの補助のおかげで、旅費も、列車ではなくてバスを借り切って行っても何とかできたとか、小遣いも、例年になく潤沢になったと、大変喜んでおりました。思い出に残る修学旅行ができたと思います。明日、あさっての新城小学校の修学旅行を最後に、市内19小中学校のコロナ禍における修学旅行は全て実施したことになります。

いずれにいたしましても、コロナに伴う新しい生活様式は、児童生徒だけでなく、一般社会においても全世界に共通する感染防止のために求められるものであります。ワクチンや治療薬ができ、ウイルスの実相が解明されるまでは元には戻れない、この生活様式を維持するしかないものと考えます。そして、こうした生活を前提としての新学習指導要領の実施、共育2.0のあり方を考えていかななくては

ならないと思います。

一方、学校訪問につきましても、2学期は予定どおり行えました。各小中学校で新学習指導要領の目指す主体的・対話的で深い学びの授業にしっかりと取り組んでおりました。特に、教師主導の講義型授業ではなく、子どもたちの主体的な学びを促す授業を行うためには、教師の深い教材研究が不可欠であります。

先ほどお配りしました資料を御覧ください。

学校訪問の際に、それぞれの学校に応じて教育長から資料を配っているものでございますが、その概略をまとめて、抜粋としてお配りいたしました。まず、日本の歴史上、子どもたちの教育の根幹となっているものを列記いたしました。江戸時代以前の封建時代は中国の四書五経。特に、江戸に入ると儒学を中心にして行われておりました。明治の半ばからは教育勅語、それから、太平洋戦争後は教育基本法、そして、その教育基本法の具体化といえる最初の学習指導要領です。先月、初めてその文言を読みましたが、74年後の新学習指導要領と全く相通じるものだと感じました。一度、そのところ、④のところを読んでみますので、御覧ください。この日本で最初の昭和22年の3月に試案として出されました学習指導要領でございます。

「学ぶのは児童である。教師が教えさえすれば、それが指導だと考えるような教師中心の考え方は、この際、しっかり捨ててしまわなければならない。子どもが本当に学んでいく道筋に従った学習の指導をしなくてはならない。まず、これは子どもが、自らの目的を持って、そのやり口を計画し、自らの力で学習を進め、結果を自分で反省するような経験ができるように指導法を工夫していかななくてはならない。目的を持ち、そこに進む意欲を持ち、意欲が動力として働かなくてはならない。指導に対しては、子どもの興味ないし自発性が極めて大切である。その一番の源は遊びの生活である」と。

十数年前、新城教育の4つの柱の中に「遊び」を取り入れましたが、今改めてこれを読んで、「ああ、戦後の民主教育をスタートしたときにも、遊びはしっかり位置づけられていたんだな」と感じました。

この内容は、新学習指導要領でしっかりとやってほしい内容とぴったり符合するんです。そのことを考えると、終戦後、敗戦直後のときと今と、学校教育に求める理想というか、姿、イメージというのはあまり変わってない。ということは、あまり学校が、指導が、教育が変わってないという現実も考えられるのではないかと思いますし、理想の教育のあり方をさらに追求していくことが学校現場に求められているのではないかなと思います。

その次が、先だって、平成18年度に改正されました教育基本法であります。この教育基本法におきましても、前文は、人間性と創造性を備えた人間の育成を期して、新しい文化の創造を目指す教育が必要であると。

それから、目的は、人格の完成、平和で民主的な国家形成者の資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期すことで、前回の教育基本法と変わりません。

目標としては、自主及び自律の精神を養う。主体的に社会の形成に参画するのでありますので、今の学習指導要領は、これを具体化したものであると考えます。

2番は、私が考える主体的というもので、教務主任者会議で定義させていただきました。主体的な学びをさせるには、知的好奇心を刺激し、やる気を燃え立たせるような学びの環境をつくると。最初は、教務主任の先生方に言ったのは、知的好奇心を刺激ではなくて、もっと強い言葉で、攪乱して、もう攪乱してやる気を燃え立たせると。そのくらいの教材提示、授業というものをしていくことがで

できれば子供の学ぶ意欲はわき立つということでございます。

対話的な学びをさせるには、とかく学校現場では、発言・発表を求めていくのですが、実際には、主体的学びで、自分の中でしっかりと学びをしても、発言は苦手とか恥ずかしいという子どももいますので、そうではなくて、対話的を考えると、対話が生まれるためには、相手のことをきちんと捉え、相手の立場に立って聞ける子どもの耳を育てると。これができるれば対話は成立すると思うのです。主張ばかりして相手のことを聞かないということでは対話は成立できませんので、子どもの耳を育てる教育ということ、相手の立場に立って考えられる子どもを育てることが、この新学習指導要領の目標を達成するためには非常に大事なことではないかと思えます。

この2つを授業で実現できることを目指していきたいと。そのためには、自己研修、教材研究が必要だと思えます。

最後になりましたが、今回の定例教育委員会会議を最後にいたしまして、花田香織教育長職務代理者が任期満了となります。

花田委員さんにおかれましては、保護者枠教育委員といたしまして、8年間の長きにわたり貴重な御意見、御提案をいただきました。新城教育の発展に本当に御貢献いただいたと思えます。誠にありがとうございました。

また、次の新教育委員につきましては、原田真弓様が9月定例市議会の同意を得ましたので、後日、市長より任命されます。

なお、引き継ぎの会につきましては、コロナの感染状況の収束に向けた動きを見まして、追って御案内申し上げたいと思えます。

以上、教育長報告とさせていただきます。

○職務代理者

ありがとうございました。

御意見、御質問あればお願いします。

よろしいですか。

では、続きまして、各課からの報告をお願いします。

教育総務課、お願いします。

○教育総務課副課長

それでは、11月の行事・出来事につきまして報告させていただきます。

1ページを御覧ください。

11月5日につきましては、全国都市教育長理事会、10日には三河部都市教育長会議、11日には東三河教育長会議が開催され、教育長が出席をしました。本日26日は総合教育会議、定例教育委員会会議です。

来月12月につきましては、3日の木曜日に新教育委員の辞令交付式がございます。4日から18日にかけて、新城市議会12月定例会が開催されます。24日の木曜日に定例教育委員会会議を行いますので、よろしくをお願いします。

教育総務課からは以上です。

○職務代理者

学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

11月、記載のとおり、学習発表会、運動会、学校訪問等が行われました。

来月3日に八名小学校の学校訪問があります。この学校訪問が最後になります。また御指導よろしくをお願いします。

以上です。

○職務代理者

生涯共育課、お願いします。

○生涯共育課長（共育・文化係）

それでは、資料2ページの上段、共育・文化係の関係からお願いします。

文化の秋で、例年ですといろいろな行事が行われるのですが、今年はコロナの影響で中止になっております。

それから、11日の日に資料にありますとおり、愛知県教育委員会所管の「新城設楽地区家庭教育推進協議会」から「八名地区共育推進委員会」が優良推進組織として表彰されました。代表者の方に賞状等を受け取りに行っていたいております。

あと来月ですが、今年度これまで、共育講座をコロナの関係で見合わせていたのですが、ちょっとこのまま何もなしではということで、12日土曜日に冬の星座観察会、それから、19日の土曜日に門松づくり、年明けに和だこづくりの講座を予定して募集をかけております。星座観察会については作手のリフレッシュセンター、門松づくりは新城庭野の青年の家、和だこづくりについては鳳来のぶっぼうそうと、新城、鳳来、作手のそれぞれの地区で1カ所ずつ、親子参加での季節ものの共育講座を実施したいと考えているところです。

以上です。

○生涯共育課参事（文化財・資料館・保存館）

引き続きまして、文化財・資料館・保存館から御報告申し上げます。

7日、長篠城歴史講座を開発センターで開催いたしました。69名ほどの方に御参加いただきました。

来月に入りまして、18日に横浜でお城E X P Oがございます。大都市へ出かけるということで、コロナ等の関連が懸念される部分ありますが、今の段階で開催されるようなことで連絡をいただいておりますので、十分に対策を取った上で対応に当たりたいと思っております。

それから、ここには記載ありませんけれども、来月1日より、資料館が空調の改修工事のため、3月31日まで急遽臨時休館とすることといたしましたので、御承知をいただければと思います。

以上です。

○生涯共育課参事（スポーツ）

スポーツ係です。11月の5日にB & G全国教育長会議が作手でありました。教育長が別の会議でありましたので、私が代理出席をさせていただきました。27日（金曜日）、明日ですが、愛知県体育施設研究協議会が岡崎の総合公園を視察でありますので、私が出席をいたします。

3日の祝日（火曜日）には、こどもすぽーつくらぶを鬼久保ふれあい広場で行いました。ウォーキングとストラックアウト、輪投げ、縄跳び等を行い、参加者は28名でした。3日に予定していました市民歩こう会につきましては、中止となっております。7日の土曜日には、東三河スポーツ推進委員の研修会を鬼久保ふれあい広場で実施をさせていただきました。こちらについてはボッチャを行い、

ディスクゴルフは雨天のため中止にさせていただきました。19日（木曜日）には、スポーツ推進委員の第3回の総務委員会を行いました。

来月の行事ですが、1日の火曜日にスポーツ推進委員の第5回の定例会を予定しております。5日の土曜日には、こどもすぽ一つくらぶを鳳来中部小学校で、消火訓練、消火器の取扱い、バドミントン、スポーツ鬼ごっこ等を行う予定となっております。19日（土曜日）には、三遠ネオフェニックスの新城市民デーの開催で、豊橋市総合体育館でスポーツ係が対応して行っております。

スポーツ係からは以上です。

○生涯共育課参事（図書館）

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思います。

図書館の11月の行事のことですけれども、11月の行事としましては、10月27日から11月9日までは読書週間ということで、通常1人8冊2週間のところを、特別貸出期間ということで、1人15冊3週間といたしました。11月5日から毎週木曜日午後4時にビデオ上映。11月7日から毎週土曜日午後3時に絵本読み聞かせを、コロナ対策を十分施しまして再開をいたしました。英語の絵本の読み聞かせにつきましては、ボランティアスタッフの都合により中止いたしました。今後につきましても、当面の間、中止としたいと思っております。

それから、12月の行事予定としましては、毎週木曜日午後4時からビデオの上映を、毎週土曜日午後3時から絵本の読み聞かせを行います。また、4日に雨天の場合、田口小学校から、18日にはライブラリースタートとしまして、鳳来東小学校が図書館の施設見学に来館する予定であります。13日（日曜日）から27日（日曜日）は、年末年始休館に伴う特別貸出期間としまして、読書週間と同じく、1人15冊3週間と予定しています。そして、28日から1月3日までを年末年始の休館といたします。

図書館ら以上です。

○生涯共育課参事（博物館）

続きまして、3ページ下の枠になります。博物館からの報告です。

平日の分になりますが、記載のとおりであります。明日につきましては、作手小学校、それから、鳳来寺小学校出前講座等を実施の予定になっております。

土日の欄になります。7日の日に生物多様性フォーラムということで、館長の講話、それから、博物館等の報告等を行いまして、30名ほどの来館者がございました。それから、一番下の欄になります。学習会ということで、今度の日曜日になります。今のところ募集が23名、満員になっておりますが、「旧田口鉄道の紅葉」ということで、ちょっと時期がずれてしまいましたが、実施予定になっております。

それから、来月になりますが、11日の日に黄柳野高校の生徒を招きまして、オパールの観察会を予定しております。

以上でございます。

○職務代理者

ありがとうございました。

御意見、御質問あればお願いします。

○教育長

スポーツで、三遠ネオフェニックスの市民デー関係は、希望者の人数というのは把握できています

か。

○生涯共育課参事（スポーツ）

今、チラシ等をホームページで紹介しております。市民については先着300名を無料招待で、11月27日から12月11日までにQRコードに基づいて申込みをして、1名が5枚まではチケットを予約できるようになっております。そういう状況で依頼をしておりますので、観戦数が絞られていて、全部で1,000人しか入れないので、新城市民デーなんですけど、新城の市民は300人を予定し、募集をかけることとなります。

○教育長

バスケ団体等へは働きかけはしておられますか。

○生涯共育課参事（スポーツ）

やっています。

○教育長

300達成できるように、まずは状況をつかんでください。

○生涯共育課参事（スポーツ）

そうですね。恐らくミニバスケットやバスケットボール協会の団体が、親の方が5枚を取っていくと、60組が完売になってしまうのかなと思います。何にしても、このコロナの中の状況でありますので、そこまで行って見るかというところもあるんですが、去年は中止になってしまったので、今年は新城市から始まりますし、最初の市民デーの開催になると思うのです。バスケットのBリーグも始まったところになりますので、ぜひ応援に行っていただければと思います。また、PRブースも設けております。そういったところも、来られた方にPRをしていきたいので計画をしております。

○教育長

よろしくをお願いします。

それから、共育講座の冬の星座観察会、ミニ門松づくり、参加人数等の予測はどうですか。

○生涯共育課長（共育・文化係）

親子10組から15組で今募集をかけています。

○教育長

それから、長篠城歴史講座、69人でしたか。

○生涯共育課参事（文化財・資料館・保存館）

募集は80ということで募集させていただいたのですが、最終的に100名近くの方が応募いただいて、そこから抽選でふるいにかけていただいて80にしたのですが、結局、当選された方も、こんな状況で遠慮されたという方が何人か急遽やめますということで、連絡なしでやめられた方もおられたので、69ということです。

○教育長

なるほど。抽選で絞ってということですね。

この後、講座はありますか。

○生涯共育課参事（文化財・資料館・保存館）

今年度はこの1回だけでおしまいです。

○職務代理者

ほかはよろしかったでしょうか。

日程第3 協議事項

○職務代理者

では、続きまして、日程第3、協議事項になります。

(1) 職務代理者の指名についてということで、教育総務課、お願いします。

○教育総務課副課長

職務代理者である花田委員が11月28日をもって教育委員の任期が満了となります。このため、11月29日からの職務代理者を新たに選出する必要があります。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長が教育委員から指名することとされておりますので、代理者の指名をお願いいたします。

○職務代理者

お願いいたします。

○教育長

規則上そのようになっていますので、規則にのっとり、夏目みゆき委員さんを教育長職務代理者に指名したいと思います。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員

はい。それでは、よろしくお願いいたします。

教育委員に去年5年目に入りましたが、なかなか慣れなかつたりとか、いろいろなことに疎かたり、私なりにのやり方でしかできないかもしれませんが、精いっぱい務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

お願いします。

○職務代理者

ありがとうございました。

続きまして、(2) 新城市長篠地区多目的広場の管理運営に関する規則の一部改正で、生涯共育課からお願いします。

○生涯共育課参事(スポーツ)

それでは、スポーツ係からお願いします。

新城市長篠地区多目的広場の管理運営に関する規則の一部改正です。通称ふれあいパークほうらいについてです。今回の一部改正を行う理由としましては、現在、年末年始及び月曜日を休業日としておりますが、利用者の増加に伴い、利便性を高める対応として、休業日をなくし、原則として、1年通じて施設の使用を可能とするために行うものであります。

特に最近では、ウォーキングだとかランニングなどの方々も見えますが、入口の門を閉めたときがあります。それをなくして、自由に入っていただいて、休みなくいきたいと思います。今も、管理についてはシルバーの方をお願いをしておりますが、実際の業務的な管理は、個々の皆様の利用と、あとシルバーについては、除草だとか草刈りがメインになります。そういったことを含めて、皆さんに入っていただいて、下で車を止めて歩いて行って、中に入ってウォーキング、ランニングをすることや、

ほかの有海だとか桜淵公園、鬼久保広場のように、皆さんに使っていただくような形で、ふれあいパーク等についても、そういう形で、管理人がいないので、今までの状況を変えていくということで、今回の一部改正を提案させていただきました。

5 ページに、新旧対照表がありますので、そちらを見ていただきたいと思います。

今回は、規則の第2条のところに、(使用時間及び休業日)があります。その第2条の見出しの中の「及び休業日」を削り、同条の第2項及び第3項「前項の規定にかかわらず、12月28日及び翌年の1月4日は、午後5時までとする。」、3項の「第1項各号に掲げる施設の休業日は、次のとおりとする。」「月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときには、その翌日以降の最初の休日でない日」ということで、この2項、3項のそれぞれ休日を削除するということでございます。

4項のほうに、新城市教育委員会で、「前3項」というのが前のほうにあったことを、この「前3項」と、次に、「使用時間及び休業日」というこのアンダーラインが引いてある部分を削除するというものです。

それに伴って、この同項の同条を第2項とし、左の新的改正ということで、それぞれ第2条の1項と、2、3の現項を削除して、4項を2項に改めるものであります。

簡単ですが、一部改正の理由を説明させていただきました。

○職務代理人

ありがとうございました。

御意見、御質問はございますか。

今までも、歩いたりすることはできたんだけど、ゲートが閉まっていて車が入れない。なので、今の状況だと路駐しておいて歩く人がいるので、路駐はよろしくないということで、中に車、止められるようにしましょうと、そういう措置ということでよろしかったですね。

○生涯共育課参事（スポーツ）

はい。

○職務代理人

管理人さん、今までいらっしゃいませませんでしたか。

○生涯共育課参事（スポーツ）

特にいないです。

○職務代理人

そうですか。今回は、管理人さんを置かれるんですか。

○生涯共育課参事（スポーツ）

置きません。

○職務代理人

開けたり閉めたりとかは。

○生涯共育課参事（スポーツ）

門は開けっ放しになります。その開閉、朝行って開けてもらって、夜閉めるという作業はなくなります。

○職務代理人

開けっ放しなんです。もう夜も閉めなくなる。

○生涯共育課参事（スポーツ）

はい。

○職務代理者

伺ってみたいなと思ったのは、スケボーとかをできるように、あそこは今、使っていらっしゃいますよね。

○生涯共育課参事（スポーツ）

はい。

○職務代理者

そちらのほうの利用者、それを目当てにみえる方というのは、大勢みえますよね。

○生涯共育課参事（スポーツ）

はい。そういう方も月曜日に来られたときは、閉めてありました。今まで閉めていて使えなかったということは、やはり今の利用者に対してはあまり意味がないと判断をさせていただいたので、一年中開けさせていただくようにしました。

ただし、使用については、使用許可を取っていただくというのは今までどおりでありますので。自由に使えるところは自由に入っていただければ結構です。芝生広場だとか、周りを歩く分には問題ないので、勝手にサッカーとか野球をやるといことは今までどおりの許可が必要ということになります。駐車場も自由に使っていて、休憩するのも可能になりますので、そういうように変わります。

○教育長

あと、条文で確認したいのですが、この略っていうのは、書かなかったのもあって、実際は第1項はあるのですか。

○生涯共育課参事（スポーツ）

あります。

○教育長

使用時間第1項はどういう文言なんですか。

○生涯共育課参事（スポーツ）

「多目的広場の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、次の各号に掲げる施設については、当該各号に定める時間とする」ということで、（1）が夜間照明及び屋外ステージの照明設備の日没から午後10時まで。（2）が芝生広場及び舗装広場は午前8時30分から午後5時30分までとするということが第1項になります。

○教育長

了解しました。

○職務代理者

ほかはよろしかったでしょうか。

では、こちらの条文の改正について、御賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。

それでは、成立といたします。よろしく願いいたします。

閉 会 午後4時27分

教 育 長

職 務 代 理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記